

○厚生労働省令第十七号

健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の施行に伴い、並びに健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、健康増進法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月二十二日

厚生労働大臣 根本 匠

健康増進法施行規則の一部改正

第一条 健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次のように改正する。次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第十六条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める栄養素）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>（健康増進法施行令第三条第一号の厚生労働省令で定める専修学校及び各種学校）</p> <p>第十二条 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号。以下「令」という。）第三条第一号の厚生労働省令で定める専修学校は、高等課程、専門課程又は一般課程（一般課程においては、二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するものとする。</p> <p>2 令第三条第一号の厚生労働省令で定める各種学校は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号に掲げるものその他二十歳未満の者が主として利用するものとする。</p> <p>（令第三条第五号の厚生労働省令で定める独立行政法人海技教育機構の施設）</p> <p>第十三条 令第三条第五号の厚生労働省令で定める独立行政法人海技教育機構の施設は、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本</p>	<p>（法第十六条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める栄養素）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>（新設）</p>

（新設）

（令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設）

第十四条 令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第一号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する施設
- 二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項第一号及び第二号に規定する養成施設
- 三 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する理容師養成施設
- 四 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項に規定する栄養士の養成施設
- 五 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十九条第二号に規定する保健師養成所、同法第二十条第二号に規定する助産師養成所、同法第二十一条第三号に規定する看護師養成所及び同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所
- 六 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十二条第二号に規定する歯科衛生士養成所
- 七 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、同法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関並びに同法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関
- 八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項第二号に規定する養成機関

（新設）

- 九 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十五条第三項に規定する自動車整備士の養成施設(二十歳未満の者が主として利用するものに限る。)
- 十 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十条第一号に規定する診療放射線技師養成所
- 十一 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第十四条第二号に規定する歯科技工士養成所
- 十二 美容師法(昭和三十三年法律第百六十三号)第四条第三項に規定する美容師養成施設
- 十三 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号に規定する臨床検査技師養成所
- 十四 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)第三条第一号に規定する調理師養成施設
- 十五 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)第十一条第一号に規定する理学療法士養成施設及び同法第十二条第一号に規定する作業療法士養成施設
- 十六 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)第五条第一号に規定する製菓衛生師養成施設
- 十七 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第十二条第一項に規定する柔道整復師養成施設
- 十八 視能訓練士法(昭和四十六年法律第百六十四号)第十四条第一号に規定する視能訓練士養成所
- 十九 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第一号に規定する養成施設
- 二十 臨床工学士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号に規定する臨床工学士養成所

- 二十一 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第一号に規定する義肢装具士養成所
- 二十二 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第三十四条第一号に規定する救急救命士養成所
- 二十三 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第一号に規定する言語聴覚士養成所
- 二十四 独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成十一年法律第百六十七号)第十一条第一項第一号に規定する施設
- 二十五 農業改良助長法施行令(昭和二十七年政令第百四十八号)第三条第一号に規定する教育機関(二十歳未満の者が主として利用するものに限る。)
- 二十六 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第百一十一号)第百五十五条第一項第四号及び第二項第七号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条並びに第百七十七条第七号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設(二十歳未満の者が主として利用するものに限る。)
- (特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するために必要な措置)
- 第十五条 法第二十五条の四第五号の規定による揭示は、標識(法第二十五条の四第五号に規定する標識をいう。次項第一号において同じ。)に表示すべき事項を容易に識別できるようにするものとする。
- 2 法第二十五条の四第五号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。
 - 一 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
 - 二 特定施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。
- (職員)の身分を証す証票)
- 第十六条 法第二十五条の九第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第三号による。

(新設)

(新設)

別記様式第二号の次に次の様式を加える。

様式第三号(第十六条関係)

<p style="text-align: center;">裏 面</p> <p>この証票を携帯する者は、健康増進法により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">健康増進法抜粋 (立入検査等)</p> <p>第二十五条の九 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に關し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>写真面及び職員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。</p>	<p style="text-align: center;">表 面</p> <p style="text-align: right;">12cm</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">所 属 庁</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;">写 真</div> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日</p> <p style="text-align: center;">健康増進法第二十五条の九第二項の規定による立入検査証</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 発 行</p> <p style="text-align: center;">(使用期間一年)</p> <p style="text-align: center;">8 cm</p>
---	---

第二条 健康増進法施行規則の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するために必要な措置)</p> <p>第十五条 法第二十八条第十三号の規定による掲示は、標識(法第二十八条第十三号に規定する標識をいう。次項第一号において同じ。)に表示すべき事項を容易に識別できるようにするものとする。</p> <p>2 法第二十八条第十三号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。</p> <p>(喫煙専用室の技術的基準)</p> <p>第十六条 法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、〇・二メートル毎秒以上であること。</p> <p>二 たばこの煙(蒸気を含む。以下この条及び第十八条において同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。</p> <p>三 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。</p>	<p>(特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するために必要な措置)</p> <p>第十五条 法第二十五条の四第五号の規定による掲示は、標識(法第二十五条の四第五号に規定する標識をいう。次項第一号において同じ。)に表示すべき事項を容易に識別できるようにするものとする。</p> <p>2 法第二十五条の四第五号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。</p> <p>(新設)</p>

2 | 第二種施設等（法第三十三條第一項に規

定する第二種施設等をいう。以下この項において同じ。）の屋内又は内部が複数の階に分かれている場合であつて、専ら喫煙をすることができるところが当該第二種施設等の一又は二以上の階の全部の場所である場合における法第三十三條第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が専ら喫煙をすることができるところから喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によつて区画されていることその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

（喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の揭示）

第十七条 法第三十三條第二項又は同條第三項の規定による揭示は、喫煙専用室標識又は喫煙専用室設置施設等標識に記載された事項を容易に識別できるようにするものとする。

（喫煙目的室の技術的基準）

第十八条 法第三十五條第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、〇・二メートル毎秒以上であること。
- 二 たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によつて区画されていること。
- 三 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

（新設）

（新設）

2 | 喫煙目的施設の屋内が複数の階に分か

れている場合であつて、喫煙をすることができる場所が当該喫煙目的施設の一又は二以上の階の全部の場所である場合における法第三十五條第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が喫煙をすることができるところから喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によつて区画されていることその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

（喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識の揭示）

第十九条 法第三十五條第二項又は同條第三項の規定による揭示は、喫煙目的室標識又は喫煙目的室設置施設標識に記載された事項を容易に識別できるようにするものとする。

（帳簿の記載事項）

第二十条 法第三十五條第六項の厚生労働省令で定める事項は、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第一項又は第二十六條第一項の許可に関する情報とする。

（喫煙目的室設置施設の営業に係る広告又は宣伝方法）

第二十一条 喫煙目的室設置施設の管理権原者等（法第三十條第一項に規定する管理権原者等をいう。）は、その営業について広告又は宣伝をするときは、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明瞭かつ正確に表示するものとする。

（職員の身分を証す証票）

第二十二条 法第三十八條第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第三号による。

（新設）

（新設）

（新設）

（職員の身分を証す証票）

第十六条 法第二十五條の九第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第三号による。

別記様式第一号、第二号及び第三号を次のように改める。

様式第一号(第四条関係)

裏面

表面

この証票を携帯する者は、健康増進法により国民健康・栄養調査員の職務を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法抜粋
 (国民健康・栄養調査員)
 第十二条 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。
 第七十条 国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職にあつた者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

健康増進法施行規則抜粋
 (国民健康・栄養調査員)
 第三条 国民健康・栄養調査員は、医師、管理栄養士、保健師その他の者のうちから、毎年、都道府県知事が任命する。
 (国民健康・栄養調査員の身分を示す証票)
 第四条 国民健康・栄養調査員は、その職務を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときには、これを提示しなければならない。

写真面及び調査員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

8 cm	12cm	第 号	所 属 庁	氏 名	生 年 月 日	年 月 日 発 行	(使用期間二月)	写 真
			国民健康・栄養調査員の証					

様式第二号(第十条関係)

裏面

表面

この証票を携帯する者は、健康増進法により栄養指導員の職務を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法抜粋
 (栄養指導員)
 第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務(同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。)を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。
 (立入検査等)
 第二十四条 都道府県知事は、第二十一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
 2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

写真面及び指導員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

8 cm	12cm	第 号	所 属 庁	氏 名	生 年 月 日	年 月 日 発 行	(使用期間一年)	写 真
			栄養指導員の証					

裏 面

表 面

この証票を携帯する者は、健康増進法により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法抜粋
(立入検査等)

第三十八条 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に關し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

写真面及び職員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

12cm

8 cm

第 号

所 属 庁

写 真

氏 名

生年月日

年 月 日 発 行

(使用期間一年)

様式第三号(第二十二条関係)

(厚生労働省組織規則の一部改正)
第三条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前													
<p>(健康福祉部の所掌事務) 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十二 (略) 三十三 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第六十六条第三項において準用する同法第六十一条第一項に規定する検査及び収去に關すること。 三十四 八十三 (略) (食品衛生課の所掌事務) 第七百七十五条 食品衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 健康増進法第六十六条第三項において準用する同法第六十一条第一項に規定する検査及び収去に關すること。 二 五 (略)</p>															
<p>(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に關する省令の一部改正) 第四条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に關する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)</p>															
<p>別表第一(第三条及び第四条関係) 表一</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)</td> <td>第三十五条第六項の規定による帳簿の備え及び保存</td> </tr> </table>		(略)	(略)	確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)	(略)	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)	第三十五条第六項の規定による帳簿の備え及び保存	<p>別表第一(第三条及び第四条関係) 表一</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)	(略)	(新設)	(新設)
(略)	(略)														
確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)	(略)														
健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)	第三十五条第六項の規定による帳簿の備え及び保存														
(略)	(略)														
確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)	(略)														
(新設)	(新設)														

(略)	(略)	(略)	(略)
公認心理士法 (平成二十七年法律第六十八号)	(略)	公認心理士法 (平成二十七年法律第六十八号)	(略)
健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)	附則第二条第三項の規定による書類の備え及び保存	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十二年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第一条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年七月一日)

(既存特定飲食提供施設に関する特例)

第二条 改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた改正法第三条の規定による改正後の健康増進法(以下「新法」という。)第三十三条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 既存特定飲食提供施設(改正法附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設をいう。以下この条において同じ。)の屋内の場所の一部の場所を喫煙(新法第二十八条第二号に規定する喫煙をいう。以下同じ。)をすることができる場所として定める場合 次のいずれにも該当するものであること。

イ 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、〇・二メートル毎秒以上であること。

ロ たばこ(新法第二十八条第一号に規定するたばこをいう。以下この条及び附則第四条第一項において同じ。)の煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

ハ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

二 既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部の場所を喫煙をすることができる場所として定める場合(その室外の場所が第二種施設等(新法第三十三条第一項に規定する第二種施設等をいう。次条第二項及び附則第四条第一項において同じ。)の屋内又は内部の場所にある場合に限る。)たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

2 既存特定飲食提供施設の屋内が複数の階に分かれている場合であつて、喫煙をすることができる場所が当該既存特定飲食提供施設の一又は二以上の階の全部の場所である場合における改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項第一号の規定にかかわらず、たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階へはたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

3 喫煙可能室標識(改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第二項に規定する喫煙可能室標識をいう。)及び喫煙可能室設置施設標識(改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項に規定する喫煙可能室設置施設標識をいう。)(以下この項において「喫煙可能室標識等」という。)は、当該喫煙可能室標識等に記載された事項を容易に識別できるように掲示するものとする。

4 改正法附則第二条第三項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 喫煙可能室設置施設(改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第四項に規定する喫煙可能室設置施設をいう。以下この条において同じ。)の客席部分の床面積に係る資料

二 喫煙可能室設置施設が会社により営まれるものである場合にあつては、当該会社の資本金の額又は出資の総額に係る資料

5 喫煙可能室設置施設の管理権原者等(新法第三十条第一項に規定する管理権原者等をいう。次条第四項において同じ。)は、その営業について広告又は宣伝をするときは、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明瞭かつ正確に表示するものとする。

6 喫煙可能室設置施設の管理権原者(新法第二十六条に規定する管理権原者をいう。以下この条及び附則第四条第一項において同じ。)は、喫煙可能室(改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項に規定する喫煙可能室をいう。第八項及び第四条第二項において同じ。)を設置したときは、速やかに、附則様式第一号により、喫煙可能室設置施設(新法第二十八条第十一号に規定する旅客運送事業鉄道等車両及び同条第十二号に規定する旅客運送事業船舶(以下この条及び附則第四条第一項において「旅客運送事業鉄道等車両等」という。)に所在するものを除く。)にあつては、市長又は区長。以下この条において同じ。)に、喫煙可能室設置施設(旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。)にあつては、当該喫煙可能室設置施設の管理権原者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。)の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出るものとする。

一 喫煙可能室設置施設(旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものを除く。)にあつては、当該喫煙可能室設置施設の名称及び所在地

二 喫煙可能室設置施設(旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。)にあつては、当該喫煙可能室設置施設の名称及び当該喫煙可能室設置施設が所在する旅客運送事業鉄道等車両等の車両番号その他これに類する当該旅客運送事業鉄道等車両等を識別するための文字、番号、記号その他の符号

三 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所(法人にあつては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

7 前項の規定により届出を行った喫煙可能室設置施設(以下この項及び次項において「届出施設」という。)の管理権原者は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、附則様式第一号の二による届出書に変更の事実を証明することができる書類を添えて、その旨を、届出施設(旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものを除く。)にあつては当該届出施設の所在地の都道府県知事に、届出施設(旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。)にあつては当該届出施設の管理権原者の住所の都道府県知事に届け出るものとする。

8 届出施設(旅客運送事業鉄道等車両等に所在するもの)を喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、遅滞なく、附則様式第一号の三により、その旨を、届出施設(旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものを除く。)にあつては当該届出施設の所在地の都道府県知事に、届出施設(旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。)にあつては当該届出施設の管理権原者の住所の都道府県知事に届け出るものとする。

9 改正法附則第二条第六項に規定する職員の身分を示す証明書は、附則様式第二号による。

第三條 改正法附則第三條第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、〇・二メートル毎秒以上であること。

二 指定たばこ(改正法附則第三條第一項に規定する指定たばこをいう。以下この条において同じ。)の煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

三 指定たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

二 二種施設等の屋内又は内部が複数の階に分かれている場合であつて、指定たばこのみの喫煙をすることができるところが当該二種施設等の一又は二以上の階の全部の場所である場合における改正法附則第三條第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、指定たばこの煙が喫煙をすることができるところから喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしてはならない階への指定たばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

3 指定たばこ専用喫煙室標識(改正法附則第三條第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第二項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識をいう。)及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識(改正法附則第三條第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識をいう。)(以下この項において「指定たばこ専用喫煙室標識等」という。)は、当該指定たばこ専用喫煙室標識等に記載された事項を容易に識別できるように掲示するものとする。

4 指定たばこ専用喫煙室設置施設等(改正法附則第三條第一項の規定により読み替えられた新法第三十三條第四項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等をいう。以下この項において同じ。)の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明瞭かつ正確に表示するものとする。

5 改正法附則第三條第四項に規定する職員的身分を示す証明書は、附則様式第三号による。

第四條 二種施設等又は喫煙目的施設(この省令の施行の際現に存する建築物又は旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。)の屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所(以下この項において「喫煙場所」という。)を定めようとする場合であつて、当該二種施設等又は当該喫煙目的施設等の管理権原者の責めに帰することができない事由によつて当該場所において第二條の規定による改正後の健康増進法施行規則第十六條第一項若しくは第十八條第一項又はこの省令附則第二條第一項若しくは前條第一項に規定する技術的基準(以下この項において「一般的基準」という。)を満たすことが困難であるものに係る技術的基準については、これらの規定にかかわらず、当該喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることによる、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする。

2 前項に規定する措置を講じている喫煙専用室、喫煙目的室、喫煙可能室又は指定たばこ専用喫煙室(以下この項において「喫煙専用室等」という。)を設置した場合における新法第三十三條第三項第二号若しくは第三十五條第三項第二号又は改正法附則第二條第一項若しくは第三條第一項により読み替えられた新法第三十三條第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該喫煙専用室等が前項に規定する措置を講じられているものである旨とする。

(様式に関する経過措置)

第五條 この省令の施行の際この省令による改正前の健康増進法施行規則別記様式第一号及び第二号並びにこの省令第一條の規定による改正後の健康増進法施行規則別記様式第三号(次項において「旧様式」という。)により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(準備行為)

第六條 附則第二條第六項の届出は、この省令の施行前においても行つてることができる。

附則様式第一号(附則第二條第六項関係)

(日本工業規格A列4)

※ 届出受理番号

喫煙可能室設置施設 届出書

喫煙可能室設置施設 届出書

年 月 日

届出者

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第二條第六項の規定により下記のとおり届出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設		2 管理権原者		3 備考	
①名称 (ふりがな)	〒	③住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)	〒		
②-1所在地	(電話)	④法人(法人にあつては、その代表者の氏名)	(電話)		
②-2車両番号等		⑤営業許可番号			
③営業許可番号	年 月 日	④営業許可日			

(注意)

1 ※印刷欄には、記載をしないこと。

2 1欄①は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。

3 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

附則様式第 1 号の 2 (附則第 2 条第 7 項関係)

(日本工業規格 A 列 4)

※ 変更届出受理番号

喫煙可能室設置施設 変更届出書

殿

年 月 日

届出者

㊦

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第 2 条第 7 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	
(ふりがな)	
①名称	〒 — (電話 — —)
②-1 所在地	(電話 — —)
②-2 車両番号等	
③営業許可番号	第 号
④営業許可日	年 月 日
2 管理権原者	
(ふりがな)	
①氏名 (法人にあつては、その名称)	
(ふりがな)	
②法人にあつては、その代表者の氏名	
③住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)	〒 — (電話 — —)
①変更前	
②変更後	
③変更日	年 月 日
3 内容変更	
①変更理由	
②廃止日	年 月 日
4 備考	

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1 欄及び 2 欄は、変更届出までの事項を記載すること。
- 1 欄②は、②-1 又は②-2 のいずれかに記載すること。
- 2 欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 4 欄には、変更届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

附則様式第 1 号の 3 (附則第 2 条第 8 項関係)

(日本工業規格 A 列 4)

※ 廃止届出受理番号

喫煙可能室設置施設 廃止届出書

殿

年 月 日

届出者

㊦

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第 2 条第 8 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	
(ふりがな)	
①名称	〒 — (電話 — —)
②-1 所在地	(電話 — —)
②-2 車両番号等	
③営業許可番号	第 号
④営業許可日	年 月 日
2 管理権原者	
(ふりがな)	
①氏名 (法人にあつては、その名称)	
(ふりがな)	
②法人にあつては、その代表者の氏名	
③住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)	〒 — (電話 — —)
3 内容変更	
①廃止理由	
②廃止日	年 月 日
4 備考	

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1 欄及び 2 欄は、廃止届出までの事項を記載すること。
- 1 欄②は、②-1 又は②-2 のいずれかに記載すること。
- 2 欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 4 欄には、廃止届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

裏 面	表 面
<p>7 第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>6 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。次条第三項において同じ。)は、この条の規定の施行に必要な限度において、喫煙可能室設置施設等の管理権原者等に対し、当該喫煙可能室設置施設の状態その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>第二条 健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)附則抜粋</p> <p>この証票を携帯する者は、健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。</p>	<p style="text-align: right;">12cm</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">写 真</div> <p>第 号 所 属 庁</p> <p style="text-align: right;">氏 名 生年月日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 発 行 (使用期間一年)</p> <p style="text-align: center;">8 cm</p>

附則様式第二号(附則第一条第九項関係)

裏 面	表 面
<p>5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>4 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状態その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>第三条 健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)附則抜粋</p> <p>この証票を携帯する者は、健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。</p>	<p style="text-align: right;">12cm</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">写 真</div> <p>第 号 所 属 庁</p> <p style="text-align: right;">氏 名 生年月日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 発 行 (使用期間一年)</p> <p style="text-align: center;">8 cm</p>

附則様式第三号(附則第三条第五項関係)

健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。
第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（特定施設）

第三条 法第二十五条の四第四号イの政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（専ら同法第九十七条に規定する大学院の用途に供する施設を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校（二十歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）及び同法第三百三十四條第一項に規定する各種学校（二十歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）
- 二 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十四条に規定する防衛大学校及び防衛医科大学校
- 三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第三号に規定する職業能力開発大学校及び同法第二十七條第一項に規定する職業能力開発総合大学校
- 四 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第九十九号）第十二条第一項第五号に掲げる業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設
- 五 独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二十四号）第十一条第一項第一号に掲げる業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設（二十歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）
- 六 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十六条第六号に規定する施設
- 七 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第三十三条の二に規定する陸上自衛隊高等工科学校
- 八 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第九十二条に規定する航空保安大学校並びに同令第二百五十四條に規定する海上保安大学校及び海上保安学校

健康増進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年二月二十二日

内閣総理大臣

安倍

晋三

政令第二十七号

健康増進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、健康増進法（平成十四年法律第一百三十三号）第二十五条の四第四号イの規定に基づき、この政令を制定する。

九 前各号に掲げるもののほか、二十歳未満の者が主として利用する教育施設として厚生労働省令で定めるもの

十 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び同法第二条第一項に規定する助産所

十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十二項に規定する薬局

十二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院

十三 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十九条第一項に規定する難病相談支援センター

十四 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設

十五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第六項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十二項に規定する事業所内保育事業及び同条第十三項に規定する病児保育事業の用に供する施設、同法第七条第一項に規定する児童福祉施設並びに同法第五十九条第一項に規定する施設（同法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものを除く。）

十六 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二條第二項に規定する母子健康包括支援センター

十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園

十八 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第八条第一項に規定する少年院及び少年鑑別所

附 則

この政令は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行する。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三